

別紙 3-6 施設保守管理等仕様書

(蒲原体育館)

蒲原体育館 清掃業務

1 業務時間

作業時間は原則として、午前 9 時から午後 5 時までの間に清掃すること。ただし、委託者が指示したときは、これを変更するものとする。

2 業務内容

実施回数 週 2 回

実施場所 エントランス、玄関、ホール（器具室含む）、管理室、
ミーティングルーム、女子更衣室、便所（障害者用便所含む。）

- (1) トイレ便器等については、毎月 2 回洗剤洗いを実施すること。
- (2) トイレトペーパー、石鹼、汚物処理袋等は、適宜補給、取替を行うこと。
- (3) 建物周辺の清掃及び草取り
- (4) 清掃して出たゴミや収集したゴミは集積場に置き、受託者が処理すること。
- (5) 清掃中に不用品と思われる物品が置かれている場合は、委託者の指示により処理すること。

3 報告事項

- (1) 作業中に誤って市の財産に損害を与えたときは、速やかに委託者に報告すること。
- (2) 作業中に器物の損傷を発見したときは、速やかに委託者に報告すること。
- (3) 作業終了後、報告書を提出すること。(月 1 回)

4 作業上の留意事項

危険作業に従事する作業員の安全管理には特に留意すること。

蒲原体育館 消防用設備保守点検業務

本業務は、消防法第 17 条 3 の 3 及び消防法施行規則第 31 条の 6 の規定に基づき、消防用設備の点検を行うものである。

1 所在地 静岡市清水区蒲原新田一丁目 21-1

2 名称 静岡市蒲原体育館

3 点検時期

(1) 機器点検 年 2 回

(2) 総合点検 年 1 回

4 業務内容

(1) 一般事項

保守点検業務は、消防法、同施行令、同法施行規則及びこれに基づく告示などの定めにより、実施すること。

(2) 点検方法

点検は「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成 16 年 5 月 31 日消防庁告示第 9 号）」、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和 50 年 10 月 16 日消防庁告示第 14 号）」及び「消防用設備等の点検要領の全部改正について（平成 14 年 6 月 11 日消防予第 172 号（最終改正平成 30 年 6 月 1 日）別添」に定めるところによる。

(3) 消防機関への報告

消防法に基づく消防機関への報告手続き及び検査立会いを行うものとする。

5 特記事項

(1) 施設内に設置されている消防用設備が正常に作動するように点検整備を行うこと。

(2) 点検は当施設各担当職員と事前に協議し、業務に使用をきたさないように行うこと。

(3) 本点検委託の保証期間は、機器点検後 6 か月、総合点検後 6 か月とする。保証期間内に故障等連絡があった場合は速やかに点検を行うこと。

(4) 機器点検、総合点検終了後は、速やかに点検報告書を提出すること。

(5) 本仕様書に定めがない事項については、双方協議の上決定すること。

6 点検設備

設備名	項目	数量
(1) 消火器具設備	粉末消火器 (加圧式)	6 本
(2) 屋内消火栓設備	加圧送水装置・ポンプ、モーター	1 組
	屋内消火栓	3 基
	操作盤	1 台
	呼水装置	1 台
	常用電源	1 式
	放水試験	1 式
	配線点検	1 式
(3) 自動火災報知設備	受信機 (P型 2級)	1 台
	感知器 差動式 分布型	7 個
	感知器 差動式 スポット型	10 個
	煙感知器 スポット型	2 個
	発信機 (P型 1級・2級)	3 台
	表示灯	3 灯
	音響装置	4 台
	消火栓起動連動装置	1 式
	常用電源 (交流電源)	1 式
	予備電源 (蓄電池)	1 式
	配線点検	1 式
(4) 誘導灯	避難誘導灯	5 灯

蒲原体育館 浄化槽保守点検業務

- | | |
|--------|--|
| 1 実施場所 | 静岡市清水区蒲原新田一丁目 21-1
蒲原体育館 |
| 2 施設概要 | 処理方式 合併処理浄化槽 ニッコー担体流動生物濾過方式
処理対象人員 25 人槽 |
| 3 業務内容 | (1) 保守点検 回数 4回/年
(2) 消毒薬剤補充 回数 4回/年
(3) 浄化槽定期清掃 回数 1回/年
固液分離貯留(3.784 m ³)・嫌気ろ床(3.781 m ³)
担体流動(1.902 m ³)・生物濾過(0.646 m ³)
消毒(0.567 m ³) 合計 10.680 m ³
(4) 浄化槽法第 11 条法定検査 回数 1回/年 |
| 4 報告事項 | 保守点検業務を行った都度、報告書を提出すること。 |
| 5 その他 | (1) 浄化槽維持管理業務の実施については、契約書及び本仕様書
ならびに環境省関係浄化槽法施行規則、浄化槽法等の関係法令
によること。
(2) 事前に、浄化槽管理士であることを証するものの写しを提出
すること。
(3) 作業現場に出入りする者の監督・風紀・衛生等の取り締まり、
火災・爆発・盗難・事故等の防止及び現場の整理整頓について
十分注意すること。
(4) 作業現場の内外問わず、人命・財産等に危害を及ぼさないよ
う細心の注意を払うこと。また、必要箇所には危険標識・危険
防止柵等の安全対策の施設を設けるとともに、適正に管理する
こと。
(5) 業務中の受託者の責による作業不完全又は操作不備により生
じた損害の補償は、受託者の責任とする。
(6) 作業完了に際して、仮設物の撤去・後片付け及び清掃等を行
うこと。
(7) 定めのない事項又は疑義が生じた事項については、法令（静
岡市の条例、規則等を含む。）の定めるところによるもののほか、
協議の上処理するものとする。 |